

公報

○東京府告示乙第五十六號
當本月七日ヨリ午前九時出頭午後三時退散候條此旨告示
候事
明治十七年四月七日
東京府知事芳川顯正

叙任

○明治十七年三月六日
任海軍中主計從七位 小副川 知治
○明治十七年三月十五日
任海軍六等教官 海軍省十一等出仕 井口 在屋
○明治十七年三月十八日
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 並河 良行
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 林 一雄
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 森 忍造
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 飯村 知
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 瀧澤 祐次郎
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 土井 順之助
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 相原 益三
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 深町 多計三
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 千早 正次郎
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 加唐 爲重
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 吉井 眞吉
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 渡邊 英一
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 山本 誠喜
任海軍中主計 海軍省十一等出仕 淺田 信興
任海軍少尉 海軍省十三等出仕 神尾 正敏

時事新報

公使皆其任所ニ在ラス
修好諸國ノ朝廷ニ使節ヲ派遣シ置クハ何ノ爲メヤ彼我交
涉ノ事務ヲ處辨スルニ當リ我政府ヲ代理セシムルガ爲メナ
リ其國ノ朝廷ニ我ト相關スル外交ノ事務ナカランカ決シテ
使節ノ派遣ヲ要セズ若シ事務アラバ使節在留ノ必要ナル
ハ辨テ依テ之ヲ明白ナルベシ
寺島全權公使ハ去年米國ヨリ歸朝シ養病ノヲ久シシ熱海
ノ温泉場ニ在リシガ速テ快癒ハ由テ東京ニ歸リ來リ爾後
健康全ク復シタリト官傳レテ未タ再任所ニ赴クノ沙
汰ノ間カズ華盛頓ノ外交事務ハ全ク内閣書記官ニ委任シテ
顧慮スル所ナキモノ、如シ蓋シ米國ハ支那朝鮮ヲ除クノ外
我ニ最近ノ隣國ニシテ彼我交渉ノ外交事務又決シテ少ナ
ト云フベカラズ殊ニ我日本國人ト相親愛スルノ情厚キモノ
ハ西洋諸國中實ニ米國人ノ右ニ出ルモノナシ開國以來三十
年ノ間我外交上ノ困難事少ナカラス爲メ自他ノ情誼ヲ毀
損シタルノ例枚舉ニ違フテザリト雖モ不慮ニモ日米兩
國ノ間ニハ嘗テ怨ヲ懷キ相嫉視シタル權ノ不幸ナカリシ此
事偶然ニ似テ決シテ偶然ニアラス彼我相知ルノ情深クシテ
相交ハルニ禮ヲ失ハザリシガナラズ若シ米國人ニシテ
日本國人ヲ野蠻視シ日本國人ニシテ米國人ヲ異類視スルガ如
キノ弊アリト云フモノハ今日ノ如キ親密ノ交際ヲ維持ス
ルヲ得ンヤ彼ノ下ノ關係金ヲ返還シタルガ如キ其金買ノ
利ノミナラズヘバコレ米國ニ留メ置クモコレ日本ニ送リ
還スモ爲メニ兩國ノ損得ノ關係ニベキ程ノモノナラズト雖モ
其誠心ノ芳ハ千千萬方ニモ換フベカラズルモノ在ラ存

スト知ラレベシ日米兩國ノ交際實ニ斯ノ如ク親密ナリ而シ
テ直接ニ米國人ニ接シ日本人ヲ代表シテ此親密ノ交際ヲ維
持スル者ハ何人ゾト云フニ華盛頓ニ在留ノ日本公使其人ナ
リ公使ノ任ノ重キハ皆ニ公務上ノ文書往復等ノ爲メノミナ
ラズ公ニ私ニ一個人上ノ往來慶吊ノ細事ニ至ルマデ直接間
接ニ皆兩國間ノ交際ニ影響スルモノアリテ然ルナリ然レモ
此重要ノ公使ニシテ久シク其任ヲ空シク決シテ其宜シキ
ヲ得タルモノト云フベカラズルガ如ク人成ハ曰ク公使不任
ナリト雖モ書記官ノ留守スルアリテ其事務ヲ代理スルガ故
ニ兩國ノ外交上ニ決シテ不都合ノ事ナキナリト一應ノ事理
固ヨリ或人ノ説ノ如ク然レモ畢竟スルニ公使在勤ノ要用アリ
レバ公使ヲ遣クナレバ書記官ニテ事務ヲ支テキモノナ
ランコトハ最初ヨリ公使ヲ派遣スルノ費用ト煩勞トヲ取ラザ
ルベキナリ公使ノ任ニ在ルト書記官ノ代理スルト其効用ノ
大小輕重固ヨリ我輩ノ辨認ヲ要セザルベシ然レモ吾人ナシ
テ公使ヲ引接スル主人ノ地位ニ立タシメヨ我東京ニ公使館
ヲ設ケ爾後全權公使在勤スルアルト間ニ合セテ書記官ノ
事務代理スルアルト其國ニ對スル吾人ノ感情ハ果シテ如何
ノ相違アルベキヤ若シ相違アリトセバ米國人カ日本ニ對シ
ルモ亦同一ノ感情アラントシ故ニ寺島公使ニシテ再任
スベキ等ナラフカ一日モ其任ヲ急クセシ若シ再任スル等
アラザルカ速カニ後任ノ公使ヲ命ジテ任ニ華盛頓ニ就カシ
メザルベカラズ書記官ノ代理ハ決シテ永クスベキモノニア
ラザルナリ
東隣ノ米國既ニ斯ノ如ク今又西隣ノ支那朝鮮ヲ見
ルニ此多事困難ノ日ニ當リテ同シク又公使ノ在勤スルモノナ
キハ何等ノ理由アリテ目下朝鮮ノ外交事務ヲ見ルニ仁川ノ開
港日尙未淺シト云ヒ去年九月以後ハ新テ揚花鎮ニ貿易場
ヲ設ケノ約東モアリ或ハ各港ノ遊歩規程ヲ廣クノ件モ
ルト云ヒ再任ニ熱議ヲ要スルノ事務必ズ繁多ナルベキヤ疑
ナ容レズ殊ニ去年十月米獨兩國モ新テ朝鮮ニ條約ヲ結ビ
昨今ハ各其批准交換モアルベキ日取リナリ此等ノ條約全文
ハ我輩未ダコレナ一讀スルノ折ヲ得ズト雖モ其所屬ノ條款
ハ日韓ノ修好條約并ニ去年約定ノ貿易規則等ト符合セザル
所甚タ多シト聞ケリ或ハ云フ釜山地方開港場ノ如キモ英人
ハ別ニ一港ヲ擇ブヤ又ハ日本人ト同シク釜山港ヲ使用スベ
キヤ未タ決定セズト此事日本人ニ取リテハ中々重大ノ問題
ナリ或ハ云フ支那人モ現時ノ如ク京城内ニ在リテ商店
ヲ開設スル以上ハ英人モ亦京城ニ來リテ貿易ヲ營ムノ約東
アリト支那人英人ニシテ京城内ノ貿易場手ナランニハ我日
本人モ最優待國ノ例ヲ推シテ京城ニ入ラザルベカラズ是亦
重大ノ問題ナリ又或ハ云フ英韓條約ノ朝鮮海關稅則ハ日本
人ニ對スル現行ノ稅則ニ比シテ甚タ輕減シタル所アリト
果シテ然ラバ英韓條約批准交換實行ノ即日ヨリ日本人ノ運
事スル現行ノ稅則モ英韓條約ニ據リテ改正セザルベカラズ
是亦重大ノ問題ナリ斯ノ如ク枚舉シテ目下漢城在勤日

本公使ノ職務ハ非常ニ繁劇ニシテ亦甚タ重要ナリト云ハザ
ルヲ得ズ然レモ竹添辦理公使ハ去年歸朝ノ儘東京ニ滞在シ
テ未タ其任ニ漢城ニ還リタルヲ聞カズ目下重要ノ事務ハ島
村書記官ニシテ留守代理セシムルヲ見テ我輩ハ又其意ノ在
ル所ヲ知ルニ苦シムナリ
北京ノ外交事務ノ如キモ亦前記ノ始末ニ異ナラズ今ヤ安南
事件ニ關シテ清佛ノ葛藤未ダ全ク其局ヲ結ハズ我日本政府モ
歐米諸國ト聯合シテ軍艦ヲ支那海ニ派遣シ支那在留ノ日本
人民ヲ保護スル所アラントスルナリ緊切至極ノ折衝ナレバ
北京外交事務ノ甚大切ナルハ云ハズシテ知ルベキナリ然
レモ根本全權公使ハ去年俄カニ單身歸朝シ昨今ハ又北京留
守ノ令聞ケルニ既ニ歸朝ノ途ニ就キ不日東京ニ到ルベシトノ
傳アレハ公使が歸任ノ用意急ナリト聞アルカ北京
ノ外交事務ハ一切吉田書記官ノ代理ニ委シテ決シテ不都合
ナキガ如キヲ見テ我輩又竊カニ感テ所ナキヲ得ザルナリ米
國ト云ヒ朝鮮ト云ヒ又支那ト云ヒ我輩ノ眼ヲ以テコレヲ見
レバ目下公使ノ在任ヲ要スルノ無論ナリト知ルト雖モ其實
際ニ於テ皆然ラザルモノハ蓋シ又我輩ノ知能ハザル理由
在リテ存スルガナラナシ
○四月五日龍動發 生糸の取引之鈍くして直段は變ること
みし
○瑞典及諾威國王の上諭 瑞典及諾威兩國皇帝之此頃諾威國
民撰議院の開會に際し左の上諭を下したり
諸員其の會議以來我カ王國ト外國トノ交際上モ變更ス
ル所ナクシテ益々親密ナルニ至レシ
客年中我王國ニ於テ農家ノ收納ノ概シテ豐饒ナリ水産中
題漁ノ收納ノ充分ナラリト雖モ雖も收納ノ年々ヨリ
更ニ増加シタリ又昨年我カ王國ニ於テ農家ノ於テ開墾
ノ地内閣博覽會ハ我工業ノ大ニ發達シタルヲ證セリ
○昨年中我木材ノ價格ハ不幸ニシテ低下ナリト雖も其輸
出高ハ實ニ夥多ナリ又我製糖ハ著シク増加シタルガ故
ニ海運上善長ナル結果ヲ得たり
我國ノ歳入中殊ニ關稅ハ非常ニ増加シタルガ故ニ朕カ民
撰議院ニ附シテ所ノ豫算表中ニ於テ別段關稅ヲ設ケ又ハ
在來ノ稅額ヲ増加スルニ及ハキルコトヲ特ニ告ガシテ以テ
ルモノ、ボツス間ノ續續敷設ニ着手シタルモノ、以來數
段ノ延長既ニ千五百六十五「キロメートル」ニ達セリ
朕ハ近日徵兵令ノ一部分ノ改正ニ係ル議案ニ其他種々ノ
法律制定ニ係ル議案ヲ下附セントス此議案中ニハ我國ノ會
議ニ於テ猶議決セザリシ二三ノ事項アリ
朕ハ民撰議院ノ開會ヲ告グルニ當リ永ク上帝ノ諾威國民
ニ加護ヲ垂レ給フヤナリテ祈リ併セテ諸員ヲ親愛スルノ意
ヲ表ス
○拿破崙親王 佛國のウキントル、ナポレオン親王之世界
漫遊を思立ち一年間の日子を期しく近々本國を立出するよ
し二月二十七日巴黎報に見之り
○西郷參謀 同參謀は昨年中にも栃木縣下野州鹽原の温泉
場へ永々滞留せし事ありしが兩三日内より三週間の賜暇を

得て又同温泉へ湯治に
○有馬温泉行 島尾純計
暇を得て兩三日の内郷州
○警備試驗委員報 海
教授兼内務省御用掛片山
氏は明治十七年第一回東
副として金州八團づつ、
高橋秀松、東京大學助教
純の諸氏之同金廿六圓づ
春毅氏は同金十五圓就
○官廳參觀 三等軍醫桂
せられ、東京大學備前門
俸千二百圓下賜され、十
日自今取扱委任し月
郎氏は同日外務省御用掛
さる可仰渡されたり
○内務省事務 兩省の
多かる事あるが昨年中大
若盾を除き、の數内務省
あり、やに聞
○兌換銀行券 我政府に
しとの事久しく世評の
よしにて發行元の日本銀
二十圓、五十圓、百圓、二
換の準備金さへ備へ置く
くるべしと云へり
○白鳥の御殿 日本武尊
に三ヶ所ありしが去る明
口口碑等を取調べ其中最
伊勢國鈴鹿郡田村字那久
陵墓と定められ、夫々々
度同郡の有志者數名が發
殿を築築せんとて目下開
○戸山學校長 義志
務代理を解かれたり
○遺棄 東國侍從、岡田
命に由りて一昨日午前四
夜に入りて歸京したり右
方へ御遺棄遊さるゝ爲先
○遊園 西郷陸軍卿は、
の被褥を捨つたり
○會計書記教授 陸軍會
を採用するに付右志願者